平成２４年（フ）第４５号
滋賀県東近江市八日市上之町１番６号
破産者　三木　正幸
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第４１２号
京都市下京区河原町通四条下る順風町311番地　エスリード四条河原町507号室、住民票上の住所京都市下京区河原町通四条下る順風町311番地　エスリード四条河原町604号
破産者　荻野　哲郎
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０１０号
大阪市浪速区大国２丁目１―16　パインブルックマンション302号室、住民票上の住所大阪市東住吉区桑津３丁目30番11―604号
破産者　中原　新悟
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９４９号
大阪市西淀川区佃２―15―２　佃コーポ２号棟710号室、開始決定時の住所大阪市西淀川区佃３丁目19番86号
破産者　穂積　　裕
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８２９号
奈良県香芝市白鳳台２―14―５、住民票上の住所大阪府羽曳野市軽里３丁目１番６号
破産者　当具充康こと　當具　充康
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０８０号
大阪市淀川区西三国４丁目３番11―513号
破産者　すずやこと　鈴木　義成
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１７７号
大阪市住之江区浜口西１丁目14番10号108号
破産者　小杉　真実（旧姓千代田）
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１８１号
大阪市淀川区新北野１丁目13番16―705号
破産者　岡　　登
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１０４号
堺市南区竹城台３丁１番14―507号
破産者　藤岡八重子
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６７７号
堺市北区北長尾町１丁２番21―303号
破産者　松田　和信
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３１３号
大阪府富田林市加太２丁目10―10尾崎ハイツＡ―101、開始決定時の住所大阪府大阪狭山市狭山５丁目2232番地の３―２―1113号
破産者　北西　貴誠
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３７３号
大阪府松原市河合２丁目５番11号
破産者　向井　良明
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４３３号
大阪府河内長野市寿町５番16号
破産者　辻野　香織
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４４０号
大阪府南河内郡河南町さくら坂４丁目19番12号
破産者　磯野　守正
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４５４号
堺市西区草部251番地12
破産者　三浜工業こと　濵本　吉則
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４６１号
大阪府羽曳野市西浦1603番地の20
破産者　岡本　　泰
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４６３号
神戸市中央区港島中町６丁目14番地　ポートピアプラザＢ棟1004号
破産者　新井　康夫
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４７６号
大阪府河内長野市石仏22番地の２、前住所大阪府河内長野市加賀田192番地の３
破産者　喰酒庵中野こと　中野　正貴
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
愛媛県四国中央市川之江町2529番地165
破産者　石津　清輔
1　決定年月日　平成24年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部